

老老発 0628 第 1 号  
令和 4 年 6 月 28 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 介護療養型医療施設に係る介護保険法等の有効期限について

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成 29 年 6 月 2 日付け医政発 0602 第 4 号・社援発 0602 第 10 号・老発 0602 第 3 号厚生労働省医政局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によりお知らせしているところですが、その有効期限が近づいていることから、改めて下記の内容について御了知の上、管内の市町村、介護療養型医療施設及びその関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

- 介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限は、令和 6 年 3 月 31 日までであること。  
（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）第 3 条により改正された健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2）
- 介護医療院等へ移行せず介護療養型医療施設の指定を辞退する場合等は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 110 条第 4 項の規定を踏まえ、当該介護療養型医療施設の開設者は、指定の辞退等の以前に入所していた者に対して、指定の辞退等の後も、他の事業者等により必要な介護サービス等が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整等の必要な対応を行うこと。